

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和2年2月21日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900539号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900110号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(後に、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年9月頃から昭和55年冬頃まで

私は、昭和52年9月から3年間、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間として記録されていないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

B社(同社は平成27年に解散)の元代表取締役の回答及び請求者の雇用保険の加入記録(昭和52年9月1日から昭和53年1月31日まで)により、期間の特定はできないものの、請求期間の一部について、請求者がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の請求期間当時の代表取締役は亡くなっており、B社の元代表取締役は、賃金台帳、人事記録等の資料は廃棄したので請求者の正確な入社日及び退社日並びに請求期間に係る厚生年金保険料の控除については不明と回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和54年5月1日であり、請求期間のうち、当該年月日以前の期間について、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないほか、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日(以下「新規適用日」という。)から請求期間後の昭和56年6月1日までに被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名が存在するか調査を行ったが、請求者の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番もない。

さらに、請求者が記憶する同僚及び請求期間においてA社の厚生年金保険の被保険者である者の合計13名に対して照会し4名から回答を得たが、請求者の請求期間に係る勤務を記憶している者はおらず、新規適用日より前の期間について、厚生年金保険料が自身の給与から控除されていたという回答を得ることはできなかった。

なお、新規適用日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち、雇用保険の被保険者

資格照会を行い、加入記録が確認できた8名は、全て新規適用日前に雇用保険の被保険者資格を取得しているが、これらの者は、新規適用日前に国民年金に加入し国民年金保険料を納付している上、A社の元取締役は、同社が厚生年金保険の適用事業所になるまでは、従業員には国民年金に加入してもらっていたと陳述している。

このほか、請求者が請求期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる当時の給与明細書等の資料もなく、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900521号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900111号

第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA社B工場(現在は、C社)における厚生年金(労働者年金)保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者のA社B工場(請求期間②当時は、D社E工場。現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和17年6月1日から昭和19年4月1日まで
② 昭和20年11月1日から昭和21年10月7日まで

私の父(訂正請求記録の対象者)は、昭和17年4月にA社B工場に入社し、平成元年11月20日まで同工場に継続して勤務していた。昭和17年6月以降、厚生年金(労働者年金)保険料が給与から控除されていたはずであり、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録がないことには納得できないので、被保険者期間と認めてほしい旨の訂正請求を行ったが記録の訂正は認められないとする通知を受け取った。前回の訂正請求の結果に納得できないので、再度審議の上、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者による訂正請求記録の対象者のA社B工場における厚生年金保険の被保険者記録に係る訂正請求については、i) C社は、訂正請求記録の対象者の請求期間①及び請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答していること、ii) A社B工場(D社E工場)の健康保険厚生年金(労働者年金)保険被保険者名簿において、請求

期間①及び請求期間②に係る訂正請求記録の対象者の被保険者記録は確認できないこと、iii) 請求期間①当時、被保険者資格を有する同僚のうち、連絡先が判明した複数の者に照会したが、訂正請求記録の対象者の請求期間①における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について、請求者の主張を裏付けするような回答を得ることができないこと、iv) F連合会（現在は、G連合会）が昭和53年3月23日付けで訂正請求記録の対象者に授与した表彰状について、C社は当該表彰状が勤続35年の表彰状であると認めた事実はなく、勤続35年を表彰したものであるかについても確認できない旨回答しており、G連合会も、当該表彰状は同一事業所に引き続き20年以上勤務した労働者に対し、その労働者の勤務先からの推薦により授与するものであることから、少なくとも勤続20年の証明にはなるが、勤続35年を証明するものにはなり得ない旨回答していること、v) 前述の被保険者名簿によると、訂正請求記録の対象者と同様に厚生年金保険被保険者資格を昭和20年11月1日に喪失後、昭和21年10月に同社において被保険者資格を再取得した複数の同僚に照会したが、訂正請求記録の対象者の請求期間②における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について、請求者の主張を裏付けするような回答を得ることができないことなどから、既に平成28年6月23日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料として同僚6名の名前（うち2名は姓名、4名は姓のみ）を記載したメモ及び訂正請求記録の対象者の写真を提出し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者が提出したメモに記載された同僚の名前を前述の被保険者名簿により調査したところ、姓名が一致する同僚が1名、姓が一致する同僚が4名確認できたが、オンライン記録によると4名は既に死亡しており、1名は所在が確認できず、当時の状況等について照会することができなかった。

また、改めてC社に対して訂正請求記録の対象者の請求期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について照会したが、資料がないため不明である旨の回答であった。

このほか、訂正請求記録の対象者に係る請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。